

## 仙台秋田県人会会則

### 第1章 名称および事務所

第1条 本会は「仙台秋田県人会」と称する。

第2条 本会の事務所は仙台市青葉区中央3丁目2番1号 株式会社秋田銀行仙台支店内に置く。

### 第2章 目的および事業

第3条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、郷土と連携して、社会・経済・文化の交流に努めることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1)総会および懇親会の開催
- (2)秋田県との交流
- (3)秋田県が仙台市で行う各種イベント支援
- (4)その他本会の目的を達成するために適当と認められる事業

### 第3章 会員

第5条 本会は第3条の目的に賛同する仙台市および宮城県内に在住する秋田県出身者(秋田県に関連する者を含む。)をもつて組織する。

第6条 本会に入会を希望する者は事務所に申し込むものとする。

### 第4章 役員

第7条 本会に次の役員、顧問および相談役を置く。

- (1)会長1名
- (2)副会長3名
- (3)幹事若干名(幹事のうち1名は幹事長、1名は副幹事長)
- (4)監事2名以内
- (5)顧問若干名
- (6)相談役若干名

第8条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し業務を分担するとともに、会長が欠けたときまたは事故あるときは、予め定められた順序によってその職務を代行する。

3 幹事は本会の事務を遂行する。幹事長は幹事を総轄し、副幹事長は事務および会計のまとめを行う。

4 監事は本会の会計を監査する。

第9条 会長、副会長および監事は総会で選任し、幹事は役員会で選出の上総会に報告するものとする。

2 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

3 幹事長は幹事の互選とし、副幹事長は秋田銀行仙台支店長の推薦を受けた同支店行員に委嘱する。

4 顧問および相談役は役員会の承認を得て会長が委嘱する。

## 第5章 会議

第10条 総会は会長が招集し、毎年1回11月に開催する。ただし、必要があるときはいつでも臨時に開催することができる。

第11条 総会は次の事項を審議し議決する。

- (1) 会則の制定、変更
- (2) 事業報告および決算の承認
- (3) 事業計画および予算の承認
- (4) 役員の選任および解任
- (5) その他重要な事項

第12条 役員会は会長が隨時招集し本会則に定める事項を審議する。

第13条 本会の運営のため委員会、部会を設置することができる。

## 第6章 会計

第14条 本会の収入は次の通りとする。

- (1) 会費年間1,000円、総会時に徴収する。ただし退会しても返還しない。
- (2) 懇親会費隨時実費を徴収する。
- (3) 寄付金
- (4) その他収入

第15条 本会の会計年度は10月1日から始まり翌年9月30日で終わる。

## 附則

この改正会則は平成24年11月9日から施行する。

この改正会則は令和7年11月8日から施行する。